

ヨーロッパ新人権裁判所の規則

小畠 郁(訳)

〔訳者まえがき〕

ひだりに訳出するのは、一九九八年一一月一日に発効したヨーロッパ人権条約第一議定書により新たに設置された、「ヨーロッパ人権裁判所」の規則である。この新人権裁判所は、従来のヨーロッパ人権委員会とヨーロッパ人権裁判所に代わるものであり、個人の条約違反の訴え（および国家間の事件）について義務的管轄をもつ画期的機関である。⁽¹⁾

この規則によつてさらに詳細が定められた新人権裁判所の構造および手続については、いざれ論ずる予定であるので詳しいコメントは控えたいが、ポイントだけ説明を加えておく。第一に、主要裁判機関として予定されている小法廷（Chambers）に

ついては、第一議定書において、一定の期間固定した構成員で設置されるという要請と七名の裁判官を構成員とするという要請が規定されているのであるが、両方を同時に満たすものとすることは難しかつたようである。規則においては、前者の要請をみたすものとして部（Sections）という概念を導入し、裁判機関としての七名の裁判官からなる小法廷は部の中で輪番制で構成することとされている。第二に、重要な事件について管轄を有する大法廷（Grand Chamber）については、当然に構成員となる裁判所長、裁判所次長および部の長（計五名）を除いて、すべての裁判官を二つの集団に分け、九か月間一方の集団から残りの構成員を事件ごとに輪番制で決定し、次の九か月間はもう

一方の集団から決定することとされている。第三に、」のよう
に大法廷にすべての裁判官が参加することになった」と、およ
び、裁判所次長が部の長を兼ねることに典型的に現れているが、
裁判所の構造全体として裁判官間の平等性への配慮が比較的強
くはたらいていることである。第一一議定書および説明報告書
が開いていた裁判官間への階層性の導入の可能性は、結果的に
は規則においてあまり活用されなかつた。第四に、手続につい
ては、全体としては人権委員会および旧人権裁判所の規則に規
定されていた従来のそれを踏襲している。

翻訳は、原則として英語テキストにもとづいて行つたが、フ
ランス語テキストによつて意味が確定あるいは明確化できる場
合にはフランス語テキストに従つた。テキストは、人権裁判所
のインターネット・サイト (<http://www.dhcourt.coe.fr>) より入手
した。条が2項以上に分けられている場合、1項の項番は省略
した。() 内の見出しあは原文にあるものである。本稿の性質上、
とくに各種条約の翻訳を参照した。いちいち掲げることができ
ないことにつき、「寛恕をいいたければ幸いである。

(1) これについては、薬師寺公夫「人権条約の解釈・適用紛争
と国際裁判——ヨーロッパ新人権裁判所への移行——」小田

滋先生古稀祝賀『紛争解決の国際法』(一九九七年)、二二五
頁以下、参照。なお、訳者の第一一議定書の内在的分析を踏
まえての暫定的評価として、拙稿「ヨーロッパ人権条約にお
ける実施機構の改革と個人——実施機関における個人の『裁
判をうける権利』の視点から——」「法と民主主義」三〇四号
(一九九五年)、一三頁以下、も参照。

(2) Flauzis, J.-F., "Les modifications récentes du Règlement de la Cour
européenne des Droits de l'Homme", *Revue trimestrielle des Droits
de l'Homme*, No.21 (1995), p.9 参照。

ヨーロッパ人権裁判所規則（一九九八年一月四日）

ヨーロッパ人権裁判所は、
人権及び基本的自由の保護のための条約並びにその諸議定書
を考慮し、
以下の本規則を作成する。

第一条（定義）文脈により別段の意味が与えられなければなら
ない場合を除き、本規則の適用上、
 （a）「条約」とは、人権及び基本的自由の保護のための条
約並びにその諸議定書を意味する。
 （b）「全員法廷」とは、全員で開廷するヨーロッパ人権裁
判所を意味する。
 （c）「大法廷」とは、条約二七条1項に従つて構成される
一七名の裁判官からなる大法廷を意味する。
 （d）「部」とは、条約二六条（b）に従つて全員法廷によ
り一定の期間設置される小法廷を意味し、「部の長」と
は、条約二六条（c）に従つてかかる部の長として全員法
廷により選挙された裁判官を意味する。

（e）「小法廷」とは、条約二七条1項に従つて構成される
七名の裁判官からなる小法廷を意味し、「小法廷の長」と
は、かかる小法廷を主宰する裁判官を意味する。
 （f）「委員会」とは、条約二七条1項に従つて設置され
る三名の裁判官からなる委員会を意味する。
 （g）「裁判所」とは、全員法廷、大法廷、部、小法廷、委
員会又は条約二三条2項にいう五名の裁判官からなる裁判
官団のいずれかを意味する。
 （h）「特任裁判官」とは、条約二七条2項に従い大法廷又
は小法廷の構成員として裁判するために締約国により選任
された、選挙された裁判官を除く者を意味する。
 （i）「裁判官」とは、ヨーロッパ審議会議員総会により選
挙された裁判官、又は、特任裁判官を意味する。
 （j）「報告裁判官」とは、規則四八条及び四九条に規定さ
れた任務を遂行するためには任命された裁判官を意味する。
 （k）「書記」とは、文脈により裁判所書記又は部書記を指
す。

（l）「当事者」とは、次のものを意味する。
 一 原告締約国又は被告締約国
 二 条約三四条に基づき不服を提出した申立人（個人、N

GO又は個人の集団)

(m) 「第三者者」とは、条約三六条1項及び2項に規定する
ように、書面による意見を提出し若しくは聴聞に参加する

権利を有する、又はそのように招請される、締約国又は関
係者を意味する。

(n) 「閣僚委員会」とは、ヨーロッパ審議会閣僚委員会を
意味する。

(o) 「旧裁判所」及び「人権委員会」とは、条約旧一九条
に基づき設置されたヨーロッパ人権裁判所及びヨーロッパ
人権委員会をそれぞれ意味する。

かる満了の日から起算する。

2 条約三条5項に従つて、その任期が満了していない裁判
官と交代するために選挙された裁判官は、前任者の在任期間
在職する。

3 条約二三条7項に従つて、選挙された裁判官は、後任者が
規則三条に規定する宣誓又は宣言をするまで在職する。

第三条(宣誓又は厳肅な宣言) 職に就く前に、選挙された裁判
官はおのおの、当該裁判官が出席する全員法廷の最初の会合
において、又はその必要がある場合には裁判所長の前におい
て、次の宣誓又は厳肅な宣言を行うものとする。

「私は、裁判官としての私の職務を、名誉をけがさぬよ
う、独立にかつ公平に果たし、すべての評議の秘密を保持
することを」、「誓う」又は「厳肅に宣言する。」

2 この行為は、議事録に記録する。

第一編 裁判所の組織と作業方法

第一章 裁判官

第二条(任期の計算) 選挙された裁判官の任期は、選挙の日よ
り起算する。但し、裁判官が任期の満了時に再選された場合、
又は、任期が満了した若しくは間もなく満了する裁判官と交
代するために選挙された場合は、その任期は、いずれも、か

第四条(両立しない活動) 条約二二条3項に従つて、裁判官は、
その任期中、その独立、公平性若しくはフルタイムの職の要
請と両立しないかかる政治的、行政的又は職業的活動にも
従事してはならない。各裁判官は、裁判所長に対してもいかな
る他の活動をも表明しなければならない。裁判所長と当該裁

判官との間に意見の相違がある場合には、生ずるいかななる問題についても、全員法廷が決定する。

第五条（席次）選挙された裁判官は、裁判所長、裁判所次長及び部の長につづき、選挙の日に従つて席次を占める。再選の場合には、引き続いての再選でない場合でも、当該裁判官が

裁判官として職に就いていた期間が計算に入れられる。

2 同じ日にその職に選挙された裁判所次長は、裁判官として在職していた期間に従つて席次を占める。裁判官として在職

していいた期間が同一である場合には、年齢順に席次を占める。同じ規則は、部の長についても適用する。

3 同一の期間裁判官として在職した裁判官は、年齢順に席次を占める。

4 特任裁判官は、選挙された裁判官につづき、年齢順に席次を占める。

第六条（辞職）裁判官の辞職は、裁判所長に通告しなければならず、裁判所長は、ヨーロッパ審議会事務総長にこれを伝達する。規則二四条3項末尾及び二六条2項の規定を条件として、辞職は空席を構成する。

第七条（解職）いかなる裁判官も、全員法廷で会合する他の裁判官により、在職中の選挙された裁判官の三分の二の多数で、

必要条件を満たさなくなつていると決定される場合のほかは、解職されることはない。当該裁判官は、事前に全員法廷の聴聞をうけなければならない。いずれの裁判官も解職のための動議を提出することができる。

第二章 裁判所の長

第八条（裁判所長、裁判所次長、部の長及び部の次長の選挙）全員法廷は、裁判所長、二名の裁判所次長及び部の長を三年の任期で選挙する。但し、かかる任期は、裁判官としての任期を越えることはない。これらの者は再選されうる。

2 各部は、同様に、再選可能な三年の任期で、部の次長を選挙する。部の次長は、部の長が職務を遂行できないときに、これに代わる。

3 裁判所長、裁判所次長、部の長及び部の次長は、後任者が選挙されるまで在職する。

4 裁判所長、裁判所次長、部の長及び部の次長が、裁判所の構成員でなくなつた場合、又は、通常の任期満了前に辞任した場合、全員法廷又は関係の部は、その残任期間、後任者を選挙する。

5 本条にいう選挙は、秘密の投票による。出席する選挙された裁判官のみがそれに参加する。いずれの裁判官も出席する選挙された裁判官の絶対多数を得なかつた場合には、最多数の票を得た二名の裁判官の間で、投票が行われる。同数の場合には、規則五条に従つて上席の裁判官が優先する。

第九条 (裁判所長の職務) 裁判所長は、裁判所の作業及び運営を指揮する。裁判所長は、裁判所を代表し、とくに、ヨーロッパ審議会の諸機関との関係に責任をもつ。

2 裁判所長は、全員法廷の会合、大法廷の会合、及び、五名の裁判官の裁判官団の会合を主宰する。

3 裁判所長は、自らが関係締約国に関して選挙された裁判官である場合を除き、小法廷で審理されている事件の審理に参加してはならない。

第一〇条 (裁判所次長の職務) 裁判所次長は、裁判所長を補佐する。裁判所次長は、裁判所長がその職務を遂行できないとき、裁判所長職が空席のとき、又は裁判所長の要請により、裁判所長に代わる。裁判所次長は、部の長としても行為する。

第一条 (裁判所長及び裁判所次長の交代) 裁判所長と裁判所

第三章 書記局

次長が、同時にその職務を遂行できない場合、又は、同時にそれらの職が空席の場合には、裁判所長の職は、部の長によつ

て引き受けられるか、いずれの部の長も引き受けられない場合には、他の選挙された裁判官が、規則五条に規定する席次順に裁判所長の職を引き受けれる。

第二十二条 (部の長及び小法廷の長) 部の長は、所属する部及び小法廷の会合を主宰する。部の次長は、部の長がその職務を遂行できないとき、関係する部の長の職が空席のとき、又は、部の長の要請により、部の長に代わる。部の次長が代わらないときには、部及び小法廷の裁判官が、規則五条に規定する席次順に、部の長に代わる。

第一三条 (長としての欠格事由) 裁判所の裁判官は、自らがその国民である締約国又はそれについて選挙された締約国が当事者である事件においては、長となることはできない。

第一四条 (両性の均衡のとれた代表) 本規則の本章及び次章によって規律される任命をなすにあたつては、裁判所は、両性の均衡のとれた代表を目指し確保する政策を追求しなければならない。

第一五条 (書記の選任) 全員法廷は、書記を選任する。書記の

候補者は、高潔な道徳的性格を有し、この席の職務を遂行するに必要な法律的、管理的及び言語的能力を有していなければならない。

2 書記は、五年の任期で選任され、再任される。書記は、裁判官が、全員法廷において在職中の選挙された裁判官の三分の二の多数で、その者が必要条件を満たさなくなつていては決定する場合のほかは、解任されることはない。その者は、事前に全員法廷の聴聞をうけなければならない。いずれの裁判官も解任の動議を提出することができる。

3 本条にいう選任は、秘密の投票による。出席する選挙された裁判官のみが参加するものとする。いずれの候補者も出席する選挙された裁判官の絶対多数を得なかつた場合は、最多の票を得た二名の候補者の間で投票が行われる。同数の場合には、まず、もしいるならば女性の候補者が、つぎに、年長の候補者が優先する。

4 職に就く前に、書記は、全員法廷において、又はその必要がある場合裁判所長の前で、次の宣誓又は厳肅な宣言を行う。

「私は、ヨーロッパ人権裁判所の書記として与えられた職務を忠実に、慎重にかつ良心的に果たすことを」「誓う」又

は「厳肅に宣言する。」

この行為は議事録に記録される。

第一六条（書記補の選任）全員法廷は、前条に規定する条件、方法及び任期で二名の書記補を選任する。書記についての解任の手続も同様に書記補の解任について適用される。裁判所は、これらの事項すべてについて事前に書記と協議する。

2 職に就く前に、書記補は、全員法廷において、又はその必要がある場合裁判所長の前で、書記について規定されているものと同様の文言で宣誓又は厳肅な宣言を行う。この行為は議事録に記録される。

第一七条（書記の任務）書記は、裁判所をその職務の遂行に際して援助し、裁判所長の権威の下に書記局の組織及び活動に責任を負う。

2 書記は、裁判所の文書庫の管理を行い、付託された又はこれから付託される事件に関する裁判所宛の又は裁判所発出のすべての通信および通知を伝達する。

3 書記は、この職に付随する慎重さの責務を条件として、裁判所の作業に関する情報提供の要求、とくに、報道機関からの質問に答える。

4 書記が作成し裁判所長が承認する一般的指令は、書記局の

作業方法を規律する。

第一八条（書記局の組織）書記局は、裁判所によって設置される部と同数の部書記、並びに、裁判所から求められる法律的及び行政的業務を提供するに必要な部局からなる。

2 部書記は、当該部をその職務の遂行に際して援助し、一名の当該部書記補によつて補佐される。

3 書記局の職員（法務秘書を含み、書記及び書記補を除く）は、裁判所長又は裁判所長の指令の下に行為する書記の同意を得て、ヨーロッパ審議会事務総長により任命される。

第四章 裁判所の作業方法

第一九条（裁判所の所在地）裁判所の所在地は、ストラスブールのヨーロッパ審議会の所在地とする。ただし、裁判所は、有

益と認めるときは、その職務を、ヨーロッパ審議会加盟国領域内のいずれか別の場所で遂行することができる。

2 裁判所は、自ら又はその一名若しくは二名以上の構成員により別の場所で調査その他の職務が遂行されることが必要であると、申立の審査のいずれの段階においても決定すること

ができる。

第二〇条（全員法廷の会期）全員法廷の会期は、条約又は本規則にもとづく裁判所の職務の遂行上必要であるときにはいつでも、裁判所長により招集される。裁判所長は、裁判所の構成員の少なくとも三分の一が要求するときは、及び、いずれにしても運営に関する事項を審議するため一年に一回は、全員法廷を招集しなければならない。

2 全員法廷の定足数は、在職中の選挙された裁判官の三分の一とする。

3 定足数に満たない場合には、裁判所長は、会合を繰り延べなければならない。

第二一条（裁判所の他の会期）大法廷、小法廷及び委員会は、フルタイムで活動する。ただし、裁判所長の提案にもとづき、裁判所は、毎年会期の期間を定める。

2 会期の期間外においては、大法廷及び小法廷は、緊急の場合、おのおのの長により招集される。

2 裁判官のみが評議に参加する。書記又は指名されたその代理、並びに、その援助が必要と認められる書記局の他の職員

及び通訳者は、出席する。他のいずれの者も裁判所の特別の決定による場合を除き入室を認められない。

- 3 裁判所においていずれの事項について投票が行われる前に

おいても、長は、裁判官にその意見を述べるよう求めることができる。

- 2 第二十三条（表決）裁判所の決定は、出席する裁判官の多数による。同数の場合には、もう一度投票が行われ、それでもなお同数の場合には、長が決定票を投じる。本項は、本規則において別段の規定がない限り適用する。
- 3 大法廷及び小法廷の決定及び判決は、裁判する裁判官の多数により採択される。事件の受理可能性及び本案に関する最終投票においては、棄権することはできない。
- 4 表決の対象となるいずれの事項も、精確な文言で定式化されなければならない。

- 3 原則として、表決は、挙手による。長は、席次の逆の順序で点呼投票をとることができる。

- 4 表決の対象となるいずれの事項も、精確な文言で定式化されなければならない。
- 5 第五章 大法廷及び小法廷

の補欠裁判官により構成される。

- 2 大法廷は、規則八条にいう長の職の保持者の選挙から効力を生ずる三年の期間構成される。

- 3 大法廷は、裁判所長、裁判所次長及び部の長を含む。大法廷の残りの構成員を満たすために、全員法廷は、裁判所長の提案にもとづき、他のすべての裁判官を、九か月毎に交代し、その構成ができる限り地理的に均衡し、締約国内の種々の法体系を反映する二つの集団に分けるものとする。各九か月の期間に大法廷に付託されるおのおのの事件を審理する裁判官および補欠裁判官は、各集団のうちから輪番制で指名されるものとする。これらの者は、手続が終了するまで、その裁判官としての任期が終了した後であっても、大法廷の構成員のままにとどまる。

- 4 いすれの関係締約国について選挙された裁判官も、本条3項の規定により大法廷の構成員として裁判することとならない場合には、条約二七条2項及び3項に従つて、大法廷の職務上当然の構成員として裁判する。
- 5 (a) いすれかの部の長が大法廷の構成員として裁判することができない場合には、当該部の次長がその者に代わる。
- (b) 他の裁判官が裁判することができない場合には、本条

- 3 第二十四条（大法廷の構成）大法廷は、一七名の裁判官及び三名

3項で選ばれた順に、補欠裁判官がその者に代わる。

(c) 大法廷の構成員を満たすに十分な補欠裁判官がない場合には、足りない分の補欠裁判官は、他方の集団の構成員のうちからくじ引きで指名されるものとする。

6 (a) 条約四三条に基づき提出される要請を審査する、大法廷の五名の裁判官からなる裁判官団は、次の者から構成される。

—裁判所長

—大法廷への付託が求められた事件を扱った小法廷を構成した部以外の部の、長、又は、長が裁判することができない場合には、次長

—小法廷において当該事件を扱った裁判官以外の裁判官のうちから輪番制で指名される一名の裁判官

(b) 関係締約国について選挙された又はその国民であるいづれの裁判官も、裁判官団の構成員となることはできない。

(c) 裁判することができないいづれの裁判官団の構成員についても、小法廷において事件を扱っていない、輪番制で指名される他の裁判官がその者に代わる。

第一五条（部の設置）条約二六条（b）に規定する小法廷（本

規則において「部」という）は、裁判所長の提案にもとづき、規則八条に規定する長及び次長の選挙と同時に効力を生ずる三年の期間、全員法廷によって設置される。少なくとも四つの部が設置されるものとする。

2 各裁判官は、一つの部の構成員となる。部の構成は、地理的及びジェンダー的に均衡がとれ、締約国とのさまざまなかつ体系を反映しなければならない。

3 部が構成されている期間の満了前に裁判官が裁判所の構成員でなくなる場合、裁判所の構成員としての当該裁判官の後任者が、前任者と同じ部の構成員となる。

4 裁判所長は、事情が必要とする場合例外的に部の構成に修正を加えることができる。

5 裁判所長の提案にもとづき、全員法廷は、部を追加的に構成することができる。

第二六条（小法廷の構成）条約二七条1項に規定する裁判所に付託された事件の審理のための七名の裁判官からなる小法廷は、次のように構成される。

(a) 小法廷は、各事件において、部の長及びいづれの関係締約国について選挙された裁判官をも含むものとする。関係締約国について選挙された裁判官が規則五一条又は五一

- 条の下で当該申立が割り当てられた部の構成員でない場合には、その者は、条約二七条2項に従つて小法廷の職務上当然の構成員として裁判する。当該裁判官が裁判できない場合又は回避した場合、規則二九条が適用される。
- (b) 小法廷のその他の構成員は、部の長により関係の部の構成員のうちから輪番制で指名される。
- (c) かくして指名されなかつた部の構成員は、当該事件において補欠裁判官として裁判する。
- 2 その任期が終了した後でも、裁判官は、本案の審理に参加した事件を扱い続けるものとする。
- 第二七条（委員会）同一の部に属する三名の裁判官からなる委員会は、条約二七条1項に基づき設置される。部の長との協議の後、裁判所長は、設置すべき委員会の数を決定する。
- 2 委員会は、部の長を除く各部の構成員のうちから輪番制で一二か月の期間構成される。
- 3 委員会の構成員でない部の裁判官は、裁判することができますその構成員に代わるよう求められうる。
- 4 各委員会は、部において上席を有する構成員がその議長をつとめる。

- 第二八条（裁判することができない場合、回避又は免除）会合に参加することができないいすれの裁判官も、できるかぎり速やかに小法廷の長に通知する。
- 2 裁判官は、自らが個人的利害を有している、又は、以前に当事者若しくは事件に利害を有している者の代理人、弁護人又は顧問のいずれかとして行動したことがあるいかなる事件の審理にも参加することができない。
- 3 みぎの理由の一つ又は特別の理由で回避する場合、裁判官は、小法廷の長に通報し、小法廷の長が、当該裁判官が裁判することを免除する。
- 4 小法廷の長は、ある裁判官に回避すべき理由があると認めるとときは、当該裁判官と協議する。意見が一致しない場合は、小法廷が決定する。
- 第二九条（特任裁判官）関係締約国について選挙された裁判官が小法廷において裁判することができない場合又は回避した場合、小法廷の長は、当該締約国に対して、三〇日以内に、他の選挙された裁判官を、若しくは特任裁判官として条約二一条1項により要求される資格を有する他のいずれかの者を、裁判するよう指名することを望むかどうかを述べ、望む場合には、指名される者の名前を同時に示すよう招請する。同一の規則は、かくして指名された者が裁判することができない

か又は回避する場合にも適用する。

2 三〇日以内に回答しない場合、関係締約国は指名する権利

第二編 手続

を放棄したものと推定される。

3 特任裁判官は、当該裁判官が指名されたのち最初の事件の審理のために定められた最初の会合の初めに、規則三条に規定される。

第三〇条 (同一の利害) いくつかの原告締約国又は被告締約国が同一の利害を有する場合には、裁判所長は、条約二七条2項に従つて、一名の選挙された裁判官又は特任裁判官を指名するよう、これららの締約国に招請する。締約国が合意できない場合には、裁判所長が、当該締約国により裁判官として提案された者のうちから、職務上当然に裁判することを求められる裁判官をくじ引きにより選任する。

2 同一の利害の存在について紛争がある場合には、全員法廷が決定する。

2 同一の利害の存在について紛争がある場合には、全員法廷が決定する。

2 同一の利害の存在について紛争がある場合には、全員法廷が決定する。

2 報道関係者及び公衆は、民主社会における道徳、公の秩序若しくは安全のために、青少年の利益若しくは当事者の私的生活の保護によりそうすることが求められる場合、又は、小法廷が公開することが司法の利益を妨げると認める特別の状況において厳格に必要な限度において、聴聞のすべて又は一部への参加を排除されうる。

第三一条 (特別に適用しない可能性) 本編の規定は、裁判所が特定の事件の審理のために、適當な場合当事者と協議したのち、適用しないことを妨げない。

第三二条 (実務的指示) 裁判所長は、とくに、聴聞への出席及び訴答書面その他の文書の提出のような問題に関連して、実務的指示を出すことができる。

第三三条 (手続の公開性) 聽聞は、本条2項の規定に従つて小法廷が自己の発意又は当事者その他の関係者の要請により例外的に別段の決定を行う場合を除くほか、公開する。

2 報道関係者及び公衆は、民主社会における道徳、公の秩序若しくは安全のために、青少年の利益若しくは当事者の私的生活の保護によりそうすることが求められる場合、又は、小法廷が公開することが司法の利益を妨げると認める特別の状況において厳格に必要な限度において、聴聞のすべて又は一部への参加を排除されうる。

- 3 申立の登録後、書記に寄託されたすべての文書は、本規則六二条に規定する友好的解決交渉の枠組内で寄託された文書を除き、公衆が閲覧できる。但し、小法廷の長が、本条2項に述べた理由により、自己の発意又は当事者その他の関係者の要請により別段の決定をする場合にはこの限りではない。
 - 4 本条1項又は3項に基づきなされる非公開の要請は、理由を示し、かつ公衆により閲覧できないとされるべきものが聴聞又は文書の全部か又は一部かを特定しなければならない。
- 第三四条（言語の使用）** 裁判所の公用語は、英語及びフランス語とする。
- 2 申立の受理可能性の決定がなされる前においては、条約三四条に基づく申立人又はその代理人とのすべての通信及びこれらによるすべての訴答書面は、裁判所の公用語の一つでなされない場合は、締約国の公用語の一つでなされなければならない。
 - 3 (a) 聴聞に関する、又は、事件が受理可能と宣言された後の、かかる申立人又はその代理人とのすべての通信及びこれらによるすべての訴答書面は、裁判所の公用語の一つにより行われなければならない。ただし、小法廷の長が、締約国の公用語のひきつづいての使用を許可する場合
 - 4 (a) 締約国又は第三者とのすべての通信又はこれらの者によるすべての訴答書面は、裁判所の公用語の一つで行われなければならない。小法廷の長は、非公用語の使用を許可することができる。
 - (b)かかる許可が与えられた場合には、なされた口頭の議論又は書面による陳述の英語若しくはフランス語への通訳又は翻訳の提供及びその費用の負担は、要請者の責任で行はなければならない。
 - 5 小法廷の長は、被告締約国に対し、当該締約国の書面による主張を申立人が理解することを容易にするため、その主張の当該締約国の公用語への翻訳を提供するよう招請することができる。
 - 6 裁判所に出廷する証人又は専門家その他の者は、いずれかれらの者によるすべての訴答書面は、裁判所の公用語の一つか用いることができる。その場合には、書記は、通訳又は翻訳のために必要な取り決めをする。

はこの限りではない。

第三五条 (締約国の代表) 締約国は、代理人によつて代表される。代理人は、弁護人又は顧問の補助を受けることができる。

第三六条 (申立人の代理) 個人、NGO又は個人の集団は、条約三四条に基づき申立を、当初においては、自ら又は本条4項の下で任命する代理人を通じて提出することができる。

2 規則五四条3項 (b) にもとづく申立の被告締約国への通報のち、小法廷の長は、申立人が本条4項に従つて代理されることを命じることができる。

3 当該申立人は、小法廷により決定されるいずれの聴聞においても、又は、申立が受理可能と宣言された後の手続のために代理されなければならない。但し、小法廷の長が別段の決定を行う場合はこの限りではない。

4 (a) 申立人の代理人は、いずれかの締約国において開業することを認められ、かつ、それらのうちの一つに居住する弁護士、又は、小法廷の長が認めるいずれかの者とする。
(b) 小法廷の長は、代理が義務的である場合においても、必要な場合弁護士その他の認められた代理人により補佐されることは条件として、申立人に自ら主張することを許可することができる。

(c) 例外の場合においてかつ手続のいかなる段階において

も、小法廷の長は、事情又は前 (a) 及び (b) により任命された弁護士その他の者の行動がそう要求すると認めるときは、それらの者が今後その申立人を代理又は補佐してはならないこと、及び、申立人が代わりの代理人を求めるべきことを命ずることができる。

5 弁護人その他の認められた代理人、又は自ら主張をする許可を求める場合申立人本人は、裁判所の公用語の一つの十分な知識を有していなければならない。但し、小法廷の長は、規則三四条3項に基づき非公用語の使用を許可することができる。

第三七条 (通信、通知及び召喚状)当事者の代理人又は弁護人宛ての通信又は通知は、当事者宛てのものとみなされる。

2 当事者の代理人又は弁護人以外の者宛ての通信、通知又は召喚状のために、裁判所が、かかる通信、通知又は召喚状が効力を生ずる領域國の政府の援助が必要と認める場合には、裁判所長は、必要な便益を得るために当該政府に直接に依頼する。

3 裁判所が事實を確認し若しくは証拠を得るために現地調査を行うか又はそのための取り決めをしようとする場合、又は、その領域に居住するか若しくはその領域を通過することが必

ヨーロッパ新人権裁判所の規則（小畠）

要となる者の出廷を命ずる場合にも、同一の規則を適用する。

第三八条（訴答書面） 本規則に従つて小法廷の長又は報告裁判官が設定した期限の後においては、いかなる書面による所見その他の文書も提出することができない。期限後には規則

三二条に規定する実務的指示に反して提出されたいかなる書面による所見その他の文書も、小法廷の長が別段の決定を行わない限り、事件の綴りに含められてはならない。

2 1項にいう期限を満たしているかどうかについては、当該文書の証明される發出の日付、又はそれがない場合には書記局での實際の受領の日付によって決定する。

第三九条（暫定措置） 小法廷又は適當な場合その長は、当事者その他の関係者の要請により、又は自己の發意により、当事者に対し、当事者又は係属中の手続の適正な進行の利益のためにとられるべきであると認めるいかなる暫定措置をも指示することができる。

2 これらの措置は閣僚委員会に通知される。

3 小法廷は、指示した暫定措置の実施に関連するいかなる事項についても、当事者に情報を提供するよう要請することができる。小法廷は、かかる代表団を補佐する独立の外部の専門家を任命することができる。

第四〇条（申立の緊急通知） 緊急の場合には、小法廷の長の許

可を得て、書記は、他のいかなる手続上の措置をとることも妨げることなく、いずれの利用可能な手段によつても、申立の関係締約国に申立の提出及びその対象の要約を通報することができる。

第四一条（事件の優先順位） 小法廷は、審査の準備ができた順に申立を取り扱う。但し、小法廷は、特定の申立を優先することを決定することができる。

第四二条（証拠を取得するための措置） 小法廷は、当事者若しくは第三者の要請又は自己の發意により、事件の事実を明確化することを可能にすると認めるいかなる証拠をも取得することができる。小法廷は、とりわけ、当事者に文書の証拠を提出するよう要請し、証人又は専門家その他の資格において、その証言又は陳述が小法廷の任務を実施するうえで助けになりそつないかなる者をも聴聞することができる。

2 小法廷は、手続中のいかなる時点においても、一名若しくは二名以上のその構成員又は裁判所の他の裁判官に、尋問、現地調査その他の方方法で証拠を取得することを委任することができる。小法廷は、かかる代表団を補佐する独立の外部の専門家を任命することができる。

かなる特定の点についても情報を取得し、意見を述べ又は報告書を作成するよう求めることができる。

4 当事者は、証拠を取得するためのいかなる措置の実施にあたつても、小法廷又はその代表団を援助しなければならない。

5 原告締約国又は被告締約国の要請により、本条1項から4項までに従つて報告書の作成その他の措置がとられる場合に、小法廷が別段の決定をする場合を除き、それに付随する費用は当該締約国によって負担されるものとする。その他の場合には、小法廷は、かかる費用がヨーロッパ審議会によつて負担されるか、又は、報告書の作成その他の措置を要請した申立人又は第三者にそれを負担させるかを決定する。すべての場合において、費用は、小法廷の長によって査定される。

3 申立が総件名簿から削除された場合、訴訟費用の負担は裁判所の任意に委ねられる。受理可能と宣言されていない申立を削除する決定において費用の負担決定がなされている場合、小法廷の長は、当該決定を閣僚委員会に提出する。

4 裁判所は、例外的事態により正當化されると結論する場合、申立を総件名簿に復活させることができる。

2 小法廷の長は、当事者との協議ののち、同一の小法廷に割り当てられた申立の手続が同時に進められることを命令することができる。但し、この命令は、当該申立の併合に関する

小法廷の決定を害することはない。

第四四条（総件名簿からの削除又はそれへの復活）原告締約国

が書記に事件の手続を進めない意図を通知した場合、小法廷は、当該事件のその他の関係締約国がかかる取下に合意するときには、条約三七条に従つて、裁判所の総件名簿から当該申立を削除することができる。

第五五条（署名）条約三三三条又は三四条に基づきなされたいか

第二章 手続の開始

ヨーロッパ新人権裁判所の規則（小畠）

なる申立も、書面により提出され、申立人若しくはその代理人又は原告締約国の代表により署名されなければならない。

2 申立がNGO又は個人の集団によりなされた場合には、その申立は、当該団体又は集団を代表する権限を有する者によつて署名されなければならない。関係小法廷又は委員会が、申立に署名した者がかかる権限を有しているかどうかに関するいかなる問題をも決定する。

3 申立人が規則三六条に従つて代理される場合、委任状その他他の行為の授權状が申立人の代理人によつて提出されなければならない。

申立に署名した者がかかる権限を有しているかどうかに関するいかなる問題をも決定する。

の、条約四一条に基づいてなされる衡平な満足のための請求の一般的摘要、並びに

(f) 代理人として指名される者の名前及び住所

当該申立はさらに、次のものを付すものとする。

(g) いかなる関連する文書、とくに司法的なものであるか否かを問わず、申立の対象に関する決定の写し

第四七条（個人申立の内容）条約三四条に基づくいかなる申立も、関係部の長が別段の決定を行ふ場合を除き、書記局が提供する申立書式に基づいてなされなければならない。申立は、次のこと記さなければならない。

(a) 申立人の名前、出生地、国籍、性別、職業及び住所

(b) いる場合には、代理人の名前、職業及び住所

(c) 申立の相手方の締約国の名前

(d) 事実の簡潔な陳述

(e) 事実の主張されるところの違反の陳述及び関連する議論

(f) 条約三五条1項に規定する受理可能性の基準（国内救済手段の完了及び六ヶ月規則）の遵守に関する陳述

(g) 申立の対象及び申立人が条約四一条に基づきなしたい

と考える衡平な満足のための請求の一般的摘示

当該申立はさらに、次のものを付すものとする。

(h) いかなる関連する文書、とくに司法的なものであるか否かを問わず、申立の対象に関する決定の写し

2 申立人はさらに、次のことを行わなければならない。

(a) 条約三五条1項に規定する受理可能性の基準（国内救

済手段の完了及び六ヶ月規則）が満たされていることを示

すことを可能にするための、情報とりわけ前項(h)にい

う文書及び決定を提供すること、並びに

(b) 自らの不服を他の国際的調査又は解決の手続に提出したかどうかを述べること

3 自らの身元を公衆に開示したくない申立人は、その旨を述べなければならず、かくして裁判所の手続における情報の公開制という通常の規則から離れることを正当化する理由の陳述を提出しなければならない。小法廷の長は、例外的かつ十分に正当化できる場合、匿名性を許可することができる。

4 本条1項及び2項に述べる要件を満たさない場合には、当該申立は、登録されずかつ裁判所によつて審査されないことがある。

5 申立の提起の日は、原則として、要約した形であれ申立の

対象を記した申立人による最初の通信の日とする。但し、裁判所は、十分な理由があるときには、別の日を提起の日と認めることを決定することができる。

6 申立人は、住所のいかなる変更も、及び、申立に関連するいずれの事情をも裁判所に知らせつづけるものとする。

第三章 報告裁判官

第四八条 (国家間申立) 条約三三条に基づき申立がなされる場合、事件を審理するために構成される小法廷は、その一名又

は二名以上の裁判官を報告裁判官として指名するものとする。報告裁判官は、関係締約国の書面による所見が受領されたのち受理可能性に関する報告書を提出する。規則四九条4項は、

適切である限りにおいて、この報告書に適用する。

2 条約三三条に基づく申立が受理可能と宣言されたのち、報告裁判官は、小法廷がその職務を果たす上で有益であろうような報告書、草案その他の文書を提出する。

第四九条 (個人申立) 条約三四条に基づき申立がなされる場合、事件が割り当てられた部の長は、一名の裁判官を報告裁判官として指名する。報告裁判官は申立を審査する。

2 申立の審査にあたり報告裁判官は、

(a) 特定された期間内に、報告裁判官が関連すると認めるいかなる事実的情報、文書その他の資料を提出するよう当事者に要請することができる。

(b) 当該事件を小法廷で審理するとの部の長の指示を条件として、申立が委員会で審理されるか小法廷で審理されるかを決定する。

3 申立が条約二八条に従つて委員会で審理される場合、報告

裁判官の報告書は次のことを含むものとする。

(a) 関連する事実の簡潔な陳述

(b) 当該申立を受理可能でないと宣言する又は総件名簿から削除する提案を基礎づける理由の簡潔な陳述

4 事件が条約二九条1項に従つて小法廷で審理される場合、報告裁判官の報告書は次のことを含むものとする。

(a) 本条2項に基づき得られるべき情報をも含む、関連する事実の陳述

(b) 申立における、条約の下で生ずる争点の摘要

(c) その必要がある場合、本案に関する暫定的意見とともに、受理可能性その他のとられるべき行動に関する提案

5 条約三四条に基づいてなされた申立が受理可能と宣言され

たのちに、報告裁判官は、小法廷がその職務を果たす上で有益であろうような報告書、草案その他の文書を提出する。

第五〇条（大法廷における手続）条約三〇条に基づくのである同四二条に基づくのであれ事件が大法廷に付託された場合には、大法廷の長は、その構成員のうちから、一名、又は国家間申立の場合には一名若しくは二名以上を、報告裁判官として指名する。

第四章 受理可能性の手続

国家間申立

第五一条 条約三三条に基づいて申立がなされた場合には、裁判所長は、被告締約国に対し申立を直ちに通知し、部の一つに当該申立を割り当てるものとする。

2 規則二六条1項(a)に従つて、原告及び被告締約国に選挙された裁判官は、当該事件を審理するために構成された小法廷の職務上当然の構成員として裁判する。申立が数か国締約国により付託された場合、又は、数か国締約国により付託された同一の対象を有する申立が規則四三条2項に基づき併合して審査される場合には、規則三〇条を適用する。

- 3 事件が部に割り当たれると、当該部の長は、規則二六条1項に従つて小法廷を構成し、被告締約国に対し、申立の受理可能性に関する所見を提出するよう招請する。かくして得られた所見は、書記により原告締約国に通知され、原告締約国は、これに対する書面による所見を提出することができる。
- 4 申立の受理可能性について決定する前に、小法廷は、当事者に対し、さらなる書面の所見を提出するよう招請することができる。
- 5 受理可能性に関する聽聞は、一若しくは二以上の関係締約国が要請する場合、又は、小法廷が自己の発意により決定する場合、開かれなければならない。
- 6 当事者と協議ののち、小法廷の長は、書面手続、及び適當な場合には口頭手続の期日を決定し、この目的のために、書面による所見が提出されなければならない期限を定める。
- 7 小法廷は、評議において、規則四八条1項に基づき報告裁判官が提出した報告書を考慮に入れるものとする。
- 個人申立
- 第五二条（申立の部への割り当て）条約三四条に基づきなされたいかなる申立も、裁判所長により部の一つに割り当てられる。裁判所長は、割り当てに際し、部の間の事件の公正な配分を確保するよう努力しなければならない。
- 2 条約二七条に規定する七名の裁判官からなる小法廷は、当該申立が小法廷によって審理されると決定されたと直ちに、規則二六条1項に従つて関係の部の長によって構成される。
- 3 本条1項及び2項に従つて小法廷が構成される間、部の長は、本規則により小法廷の長に与えられたいかなる権限をも行使する。
- 第五三条（委員会における手続）委員会は、評議において、規則四九条3項に基づき報告裁判官が提出した報告書を考慮に入れるものとする。
- 2 報告裁判官は、委員会の構成員でない場合には、委員会の評議に出席するよう招請されうる。
- 3 条約二八条に従つて、委員会は、全員一致の表決により、それ以上審査することなく決定することができる場合には、申立を受理可能でないと宣言し又は裁判所の総件名簿から削除することができる。この決定は終結とする。
- 4 本条3項に従つてなんらの決定もなされない場合には、申立は、規則五二条2項に従つて事件を審査するために構成さ

れる小法廷に提出される。

第五四条（小法廷における手続 小法廷は、評議において、規則四九条4項に基づき報告裁判官が提出した報告書を考慮に入れるものとする。）

2 小法廷は、直ちに、申立を受理可能でないと宣言し又は裁判所の総件名簿から削除することができる。

3 そうしない場合には、小法廷は、次のことを決定することができる。

(a) 小法廷が関連すると認める事実的情報、文書その他の資料を提出するよう当事者に要請すること

(b) 申立を被告締約国に通知し、当該締約国に申立に関する書面による所見を提出するよう招請すること

(c) 当事者にさらに書面による所見を提出するよう招請すること

4 受理可能性に関する決定を行う前に、小法廷は、当事者の要請又は自己の發意により聴聞を開くことを決定することができる。

5 小法廷の長は、申立の本案との関係で生ずる争点についても答えるよう招請されるものとする。

の関係で、期限を含む手続の期日を定める。

国家間申立及び個人申立

第五五条（受理可能でないという抗弁） 受理可能でないという抗弁は、その性格及び事情が許す限りにおいて、被告締約国によって、規則五一一条又は五四条に規定するように提出される申立の受理可能性に関する書面又は口頭の所見において提起されなければならない。

第五六条（小法廷の決定） 小法廷の決定は、全員一致でなされたか多数によるかを陳述し、理由を伴うものでなければならない。

2 小法廷の決定は、書記により申立人及び関係締約国に通知される。

第五七条（決定の言語） 裁判所が決定が両公用語により与えられることを決定しない限り、すべての決定は、英語またはフランス語のいずれかで与えられる。与えられた決定は、公衆が閲覧することができる。

2 規則七八条に規定するかかる決定の裁判所の公式報告書における公表は、裁判所の両公用語によりなされる。

第五章 申立の受理可能決定後の手続

第五八条（国家間申立） 小法廷が条約三三条に基づいてなされた申立を受理可能と決定すれば直ちに、小法廷の長は、関係締約国と協議ののち、本案に関する書面による所見の提出のための、及び、さらなる証拠の提出のための期限を設定する。

但し、小法廷の長は、関係締約国の合意を得て、書面手続を省略することを命ずることができる。

2 本案に関する聴聞は、一又は二以上の関係締約国が要請する場合、又は、小法廷が自己の發意により決定する場合には、開かれなければならない。小法廷の長は□頭手続の期日を指定する。

3 評議において、小法廷は、報告裁判官が規則四九条5項に基づき提出する報告裁判官の報告書、草案その他の文書を考慮に入れる。

第六〇条（衡平な満足の請求） 原告締約国又は申立人が条約四一条に基づき衡平な満足のためになそうとするいかなる請求も、小法廷の長が別段の命令を下す場合を除き、本案に関する書面による所見において、又はかかる書面による所見が提出されない場合には申立を受理可能と宣言する決定後二か月以内に提出される特別の文書において、述べられなければならぬ。

第五九条（個人申立） 小法廷が条約三四条に基づいてなされた申立を受理可能と決定すれば直ちに、当該小法廷は、当事者にさらなる証拠及び書面による所見を提出するよう招請する。

2 本案に関する聴聞は、小法廷が自己の發意により決定する場合、又は、規則五四条4項に基づき受理可能性段階において棄却する。

て本案についても聴聞が開かれていないことを条件に当事者の一方が要請する場合には、開かれなければならない。但し、小法廷は、条約三八条1項（a）に基づく自己の任務の遂行のために聴聞を開くことは必要でないと例外的に決定することができる。

3 小法廷の長は、適當な場合、書面手続及び□頭手続の期日を指定する。

4 評議において、小法廷は、規則四九条5項に基づき提出する報告裁判官の報告書、草案その他の文書を考慮に入れる。

第六〇条（衡平な満足の請求） 原告締約国又は申立人が条約四一条に基づき衡平な満足のためになそうとするいかなる請求も、小法廷の長が別段の命令を下す場合を除き、本案に関する書面による所見において、又はかかる書面による所見が提出されない場合には申立を受理可能と宣言する決定後二か月以内に提出される特別の文書において、述べられなければならぬ。

2 関連する根拠となる文書又は受領書とともに、すべての請求の箇条書きにされた詳細が提出されなければならない。それが提出されない場合には、小法廷は、請求の全部又は一部を棄却する。

ヨーロッパ新人権裁判所の規則（小畠）

3 小法廷は、手続中のいかなる時点においても、いずれの当事者に対しても、衡平な満足の請求に対する意見を提出するよう招請することができる。

第六一条（第三者参加） 申立を受理可能と宣言する決定は、書記によつて、自国民が当該事件の申立人になつてゐるいづれの締約国に対しても、規則五六条2項に基づき被告関係締約国に対してと同様に、通知される。

2 条約三六条1項に従つて締約国が書面による所見を提出し又は口頭の聴聞に参加する権利行使しようとする場合には、小法廷の長は、とられるべき手続について指定する。

3 条約三六条2項に従つて、小法廷の長は、適正な司法運営のために、手続の当事者でないいかなる締約国に対しても、又は、申立人でないいかなる関係者に対しても、書面による意見を提出し、若しくは例外的な場合口頭の聴聞に参加することを招請し又はその許可を与えることができる。このための許可の要請は、書面による手続の指定の後合理的な期間内に、十分に理由づけられかつ公用語の一つによつてなされなければならぬ。

4 本条3項にいういかなる招請又は許可も、小法廷の長によつて定められるいかなる条件（期限を含む）にも従うもの

とする。かかる条件が遵守されない場合、小法廷の長は事件の綴りに当該意見を含めないことを決定することができる。

5 本条に従つて提出される書面による意見は、規則三四条4項に基づき他の言語の使用許可がなされている場合を除き、公用語の一つで提出されるものとする。それらは、書記によつて事件の当事者に送付される。事件の当事者は、小法廷の長によつて定められるいかなる条件（期限を含む）にも従つて、これに対する書面による所見を提出する権利を有する。

第六二条（友好的解決） 申立が受理可能と宣言されれば直ちに、小法廷又はその長の指示の下に行動する書記は、条約三八条1項（b）に従つて問題の友好的解決を確保するために当事者と接触する。小法廷は、かかる解決を促進するのに適切と思われるいかなる措置をもとるものとする。

2 条約三八条2項に従つて、友好的解決のための交渉は、秘密でありかつ訴訟手続における当事者の主張を害するものではない。友好的解決を確保する試みの枠内でなされた、いかなる書面又は口頭の通信及びいかなる提案又は譲歩も、訴訟手続において言及され又は依拠されてはならない。

3 当事者が友好的解決に合意したことを小法廷が書記により通知されたときは、小法廷は、当該解決が条約及び諸議定書

に明定する人権の尊重を基礎として達成されたことを確認したのち、規則四四条2項に従つて当該事件を裁判所の総件名簿から削除するものとする。

第六章 聽聞

- 第六三条** (聴聞の指揮) 小法廷の長は、聴聞を指揮し、当事者の代理人又は顧問が発言を求められる順序を定める。
- 2 規則四二条に基づいて事実認定のための聴聞が小法廷の代表団によつて実施される場合は、代表団の長が当該聴聞を指揮し、代表団が条約又は本規則により小法廷に与えられたいとなる関連する権限をも行使する。
- 第六四条** (聴聞への欠席) 正當な原因を示すことなく、当事者が欠席した場合には、小法廷は、聴聞の進行が適正な司法の運営と両立することを確認することを条件に、聴聞を進行させることができる。
- 第六五条** (証人、専門家その他の者の召喚、及び、それらの者の出頭の費用) 小法廷又は小法廷の長が聴聞することを決定した証人、専門家その他の者は、書記により召喚される。
- 2 召喚状は、次のことを明示するものとする。

- (a) 関係する事件
- (b) 小法廷又は小法廷の長によって命令された尋問、専門家の意見その他の措置の対象
- (c) 召喚された者に対する手当の支払についての措置

3

関係者が、原告若しくは被告締約国の要請により又はそれらの国のために出頭した場合は、小法廷が別段の決定をなす場合を除くほか、当該関係者の出頭のための費用は、当該締約国により負担されるものとする。その他の場合には、小法廷は、かかる費用がヨーロッパ審議会によつて負担されるか、召喚された者の出頭を要請した申立人又は第三者にそれを負担させるかを決定する。すべての場合において、費用は小法廷の長によつて査定される。

第六六条 (証人及び専門家による宣誓又は厳粛な宣言) 証人の身元の証明ののち証言の前に、証人は、次の宣誓又は厳粛な宣言を行わなければならない。

「私は、眞実を、すべての眞実を話し、眞実以外のなにものも話さないことを」「誓う」又は「私の名譽と良心にかけて厳粛に宣言する。」

この行為は議事録に記録される。

2 専門家の身元の証明ののちかつその任務の実行の前に、専

門家は、次の宣誓又は厳肅な宣言を行わなければならない。

「私は、専門家としての私の責務を、名誉をけがさぬよう、

かつ良心的に果たすことを」「誓う」又は「厳肅に宣言する。」

この行為は議事録に記録される。

3 この宣誓又は宣言は、小法廷の長又は小法廷の長によつて

指名された裁判官その他の公的当局の前で、なすことができる。

第六七条（証人又は専門家に対する異議及び情報のための人の

聴取）小法廷は、証人又は専門家に対する異議から生ずるい

かなる紛争に際してもこれを決定する。小法廷は、証人とし

て聴聞されえない者を情報のために聴取することができる。

第六八条（聴聞中の質問）いずれの裁判官も、当事者の代理人

又は顧問、申立人、証人及び専門家、並びに小法廷に出席す

る他のいずれの者に対しても質問をすることができる。

2 規則四二条1項にいう証人、専門家その他の者は、小法廷

の長の管理の下に、当事者の代理人又は顧問により尋問され
うる。出された質問の関連性に関する異議が提起された場合
には、小法廷の長が決定する。

第六九条（欠席、証拠の提供の拒絶又は偽証）十分な理由なく

証人その他の正式に召喚された者が欠席し又は証拠の提供を拒否した場合、書記は、小法廷の長により要請された場合に

は、当該証人その他の者がその管轄に属する締約国に通報する。証人又は専門家が、小法廷の意見によれば、規則六六条

に規定する宣誓又は厳肅な宣言に違反した場合にも、同じ規定を適用する。

第七〇条（聴聞の逐語議事録）書記は、小法廷が命じるときに

は、聴聞の逐語議事録の作成に責任を負う。逐語議事録には、

次のことを記載する。

(a) 聆聞時の小法廷の構成

(b) 裁判所に出頭した者、すなわち、当事者の代理人及び

顧問並びに参加した第三者の名簿

(c) 各証人、専門家その他の聴取された者の氏名、資格及び住所

(d) なされた陳述、出された質問及び与えられた回答の原

文

(e) 小法廷又は小法廷の長により聴聞中に下された決定の

原文

逐語議事録の全部又は一部が非公用語である場合には、書

記は、小法廷が命じるときには、公用語の一つへの翻訳を手配する。

3 当事者の代表又は代理人は、書記又は小法廷の長の管理の下に、訂正をするために、逐語議事録の謄本をうけとる。ただし、述べられたことの意味に影響する訂正是加えられてはならない。書記は、小法廷の長の指示に従つて、このための期限を定める。

4 逐語議事録は、訂正されれば直ちに、小法廷の長及び書記により署名され、その時点から認証された記録を構成する。

第七章 大法廷における手続

第七条（手続的規定の適用可能性）小法廷における手続を規律するいかなる規定も、必要な修正を加えて、大法廷における手続に適用する。

第七十二条（小法廷による大法廷のための管轄権の放棄）条約三

○条に従つて、小法廷に係属している事件が条約若しくは諸

議定書の解釈に影響する重大な問題を提起する場合、又は、小法廷に提起されている問題の解決が裁判所によつて以前に言い渡された判決と両立しない結果をもたらしかねない場合に

は、小法廷は、その判決を言い渡す前いつでも、大法廷のために自己の管轄権を放棄することができる。ただし、事件の当事者の一方が、本条2項に従つて異議をとなえた場合はこの限りではない。放棄の決定に理由を付す必要はない。

2 書記は、当事者に小法廷の管轄権放棄の意思を通知する。当事者は、この通知の日から一ヶ月の期間内に、書記に対してかかるべき理由を付した異議を提出することができる。これらの条件を満たさない異議は、小法廷によつて無効とみなされる。

第七十三条（当事者による事件の大法廷への付託の要請）条約四

三条に従つて、小法廷の判決言い渡しの日から三ヶ月の期間内に、事件のいずれの当事者も、例外的な場合、事件を大法廷に付託する要請を書記に対して書面で提出することができる。当該当事者は、その要請において、自らの見解によれば大法廷による審理を十分に根拠づける、条約若しくは諸議定書の解釈若しくは適用に影響する重大な問題、又は、一般的的重要性を有する重大な論点を特定しなければならない。

2 規則二四条6項に従つて構成された大法廷の五名の裁判官団は、当該要請を、その時点における事件の綴りだけを基礎にして審査する。裁判官団は、事件がかかる問題又は論点を

提起すると認める場合にのみ要請を受け入れる。要請の拒否に理由を付す必要はない。

- 3 裁判官団が要請を受け入れるとき、大法廷は、事件について判決により決定する。

第八章 判決

第七四条（判決の内容）条約四二条及び四四条にいう判決には、次のことを記載する。

- (a) 関係小法廷を構成する長その他の構成員の名前並びに書記及び書記補の名前
- (b) 判決の採択日及び言い渡し日
- (c) 当事者についての情報
- (d) 当事者の代理人又は顧問の名前
- (e) とられた手続の説明
- (f) 事件の事実
- (g) 当事者の主張の要約
- (h) 法的論点についての理由
- (i) 主文
- (j) もしあれば費用に関する決定

- 2 条約四一条の適用に関する決定のために、小法廷は、可能な限り当該事件の本案を審理するために裁判した裁判官によって構成される。原小法廷を構成することができない場合、裁判所長は、くじ引きにより、小法廷の残りの構成員を満たすか又は小法廷を構成する。
- 3 小法廷は、条約四一条に基づき衡平な満足を与える場合、解決が特定された期限内になされない場合、与えられた金額に利子を付けて支払わるべきことを命じることができる。

(k) 多数を構成した裁判官の数

- (l) 適当な場合、いづれのテキストが正文であるかの陳述
- 2 事件の審理に参加したいずれの裁判官も、判決に賛成若しくは反対の個別意見又は単なる反対の陳述を、当該判決に付す権利を有する。

第七五条（衡平な満足についての決定）小法廷は、条約違反があると認定する場合、条約四一条の適用に関する問題について、規則六〇条によつて提起されたのちにすでに決定の準備ができているときには、同じ判決において、当該適用に関する決定を与える。当該問題についてまだ決定の準備ができるない場合には、小法廷は、それを全部又は一部留保し、後の手続を指定する。

2 条約四一条の適用に関する決定のために、小法廷は、可能な限り当該事件の本案を審理するために裁判した裁判官によって構成される。原小法廷を構成することができない場合、裁判所長は、くじ引きにより、小法廷の残りの構成員を満たすか又は小法廷を構成する。

3 小法廷は、条約四一条に基づき衡平な満足を与える場合、解決が特定された期限内になされない場合、与えられた金額に利子を付けて支払わるべきことを命じることができる。

- 4 裁判所は、被害当事者と責任のある締約国との間で合意に達したことを知らされたときには、当該合意の衡平な性格について確認し、当該合意が衡平であると認定する場合には、規則四四条2項に従つて事件を総件名簿から削除する。
- 第七六条（判決の言語）** 裁判所が判決が両公用語でなされることを決定する場合を除き、すべての判決は英語又はフランス語のいずれかにより与えられる。判決は公衆が閲覧可能である。
- 2 規則七八条に規定する裁判所の公式報告書におけるかかる判決の公表は、裁判所の両公用語でなされるものとする。
- 第七七条（判決への署名並びに判決の言い渡し及び通知）** 判決は、小法廷の長及び書記により署名される。
- 2 判決は、公開の聴聞において、小法廷の長又は小法廷の長により委任された他の裁判官により朗読することができる。当事者の代表又は代理人は、しかるべきときに当該聴聞の日を知らされる。かかる公開の聴聞が開かれない場合には、本条3項に規定する送達が、判決の言い渡しとなる。
- 3 判決は、閣僚委員会に送付される。書記は、その認証謄本を当事者、ヨーロッパ審議会事務総長、第三者その他の直接関係した者に送達する。正式に署名され封印された正本は、裁
- 第七九条（判決の解釈の要請）** 当事者は、判決の言い渡しから一年の期間内に当該判決の解釈を要請することができる。
- 2 この要請は書記に提出されなければならない。要請は、解釈が要請される主文中の論点を精確に述べなければならない。
- 3 原小法廷は、自己の發意により、要請の審理を正当化する理由がないということを根拠に、当該要請を却下することができる。原小法廷を構成することができない場合には、裁判所長は、くじ引きにより、小法廷の残りの構成員を満たすか又は小法廷を構成する。
- 4 小法廷が要請を却下しないときには、書記は、他の当事者に要請を通知し、小法廷の長が指定する期限内に書面による意見を提出するよう招請する。小法廷の長はまた、小法廷が聴聞を開くことを決定した場合には聴聞の日を指定する。小法廷は判決により決定する。

判所の文書庫に置かれる。

第七八条（判決その他の文書の公表） 条約四四条3項に従つて、裁判所の終結判決は、書記の責任において適当な形で公表される。書記は、さらに、選ばれた判決及び決定の公式報告書並びに裁判所長が公表するのが有益と考えた文書の公表について責任を負う。

第七九条（判決の解釈の要請） 当事者は、判決の言い渡しから一年の期間内に当該判決の解釈を要請することができる。

2 この要請は書記に提出されなければならない。要請は、解

釈が要請される主文中の論点を精確に述べなければならない。

3 原小法廷は、自己の發意により、要請の審理を正当化する

理由がないということを根拠に、当該要請を却下することができる。

原小法廷を構成することができない場合には、裁判

所長は、くじ引きにより、小法廷の残りの構成員を満たすか

又は小法廷を構成する。

4 小法廷が要請を却下しないときには、書記は、他の当事者

に要請を通知し、小法廷の長が指定する期限内に書面による

意見を提出するよう招請する。小法廷の長はまた、小法廷が

聴聞を開くことを決定した場合には聴聞の日を指定する。小

法廷は判決により決定する。

第八〇条（判決の再審の要請）当事者は、その性質により決定的な影響を与えるかねず、かつ、判決が言い渡されたときには

裁判所に知られておらず当該当事者が合理的に知り得なかつた事実が発見された場合には、当該当事者が当該事実を知つたときから六ヶ月以内に、裁判所に対して判決の再審をするよう要請することができる。

2 この要請は、再審が要請される判決に言及し、1項に規定する条件が満たされていることを示すに必要な情報を持たなければならない。

付すればならない。それには根拠となるあらゆる文書の写しを

付すものとする。当該要請及び根拠となる文書は、書記に提出されなければならない。

3 原小法廷は、自己の發意により、要請の審理を正当化する理由がないということを根拠に、当該要請を却下することができる。原小法廷を構成することができない場合には、裁判所長は、くじ引きにより、小法廷の残りの構成員を満たすか又は小法廷を構成する。

4 小法廷が要請を却下しないときには、書記は、他の当事者に要請を通知し、小法廷の長が指定する期限内に書面による意見を提出するよう招請する。小法廷の長はまた、小法廷が聴聞を開くことを決定した場合には聴聞の日を指定する。小

法廷は判決により決定する。

第八一条（決定及び判決における誤りの訂正）判決の再審及び申立の総件名簿への復活についての規定を害することなく、裁判所は、自己の發意により又は判決若しくは決定の言い渡しの日から一ヶ月の期間内になされたる当事者の要請により、書き誤り、計算上の誤り又は明らかな間違いを訂正することができる。

第九章 勧告的意見

第八二条 勧告的意見に関する手続においては、裁判所は、条約四七条、四八条及び四九条の規定に加えて、次の規定を適用する。裁判所はまた、適当であると認める限度で本規則の他の規定を適用する。

第八三条 勧告的意見の要請は、書記に提出されなければならない。この要請は、裁判所の意見が求められる問題を十分にかつ正確に述べなければならず、また、次のことを述べなければならない。

(a) 閣僚委員会が条約四七条3項にいう決定を採択した日付

(b) 裁判所が求める説明を与えるために閣僚委員会によつて任命された者の名前及び住所

要請には、問題の解明に役立つうるすべての文書を付すものとする。

第八四条 要請を受領したときには、書記は、その写しを裁判所のすべての構成員に送付する。

2 書記は、締約国に、裁判所がその書面による意見を受領する用意があることを通報する。

第八五条 裁判所長は、書面による意見その他の文書の提出期限を定める。

2 書面による意見その他の文書は、書記に提出されなければならぬ。書記は、裁判所のすべての構成員、閣僚委員会及びすべての締約国にそれらの写しを送付する。

第八六条 書面手続の終了後に、裁判所長は、書面による意見を提出した締約国にその意見を口頭の聴聞において展開する機会を与えるかどうかを決定する。

第一〇章 法律扶助

第八七条 裁判所は、勧告的意見の要請が条約四七条に明定するその諮問権限に属さないと認めるときには、理由を付した決定によりその旨宣言する。

第八八条 勧告的意見は、大法廷の多数決により与えられる。勧

告的意見は、多数を構成する裁判官の数に言及する。

2 いずれの裁判官も、勧告的意見に賛成若しくは反対の個別意見又は単なる反対の陳述を当該勧告的意見に付すことができる。

第八九条 勧告的意見は、公開の聴聞において裁判所長又は裁判所長により委任された他の裁判官により公用語の一つで朗読されるものとする。閣僚委員会およびすべての締約国に事前の通知がなされなければならない。

第九〇条 勧告的意見又は規則八七条に基づき与えられる決定は、裁判所長及び書記によって署名される。正式に署名され封印された正本は、裁判所の文書庫に置かれる。書記は、閣僚委員会、締約国及びヨーロッパ審議会事務総長に認証謄本を送付する。

第九一条 小法廷の長は、条約三四条に基づく申立を提出した申立人の要請又は自己の発意により、規則五四条3項(b)に従つて被告締約国からの当該申立の受理可能性に関する書面による所見が受領されれば直ちに、又は、その提出期限が満

了した場合には、主張の提出に關係する無料の法律扶助を申立人に与えることができる。

2 規則九六条を条件として、申立人が小法廷において主張の提出に關係する法律扶助を与えられていた場合には、かかる扶助は、大法廷におけるその主張の提出についてもその効力を維持する。

第九二条 法律扶助は、小法廷の長が次のことを確認する場合にのみ与えられる。

(a) 小法廷における事件の適正な運営に必要であること

(b) 申立人が付隨する費用の全部又は一部にみあう十分な資力を有していないこと

第九三条 申立人が付隨する費用の全部又は一部にみあう十分な資力を有しているかどうかを決定するために、申立人は、自らの収入、資産及び扶養親族に関する財政上の負担その他の財政上の債務を述べる宣言の書式に記入しなければならない。

当該宣言は、適当な国内当局により証明されなければならぬい。

2 関係締約国は、書面による意見を提出するよう求められる。

3 1項及び2項にいう情報を受領したのち、小法廷の長は、法律扶助を与えるか否かを決定する。書記は、当事者にその決

定を通報する。

第九四条 規則三六条4項に従つて任命された弁護士その他の者は報酬が支払われる。適當な場合、報酬は、二名以上のかかる代理人に支払うことができる。

2 法律扶助は、代理人の報酬に対してものみならず、申立人は任命された代理人が負う交通費、滞在費その他の必要な経費に対しても与えることができる。

第九五条 法律扶助を与える決定に際して、書記は、次のことを定める。

(a) 効力を有する法律扶助等級表に従つて支払われるべき報酬の等級

(b) 支払われるべき経費の水準

第九六条 小法廷の長は、規則九二条にいう条件がもはや満たされていないと認めるときはいつでも、法律扶助の付与を取り消し又は変更することができる。

第三編 経過規則

第九七条 (裁判官の任期) 条約第一一議定書が発効した日に裁判所の構成員であった裁判官の任期は、その日から起算する。

第九八条 (部の長及び次長の職) 条約第一一議定書の発効から三年間は、

- 裁判所次長を兼任しない二名の部の長及び部の次長は、一八か月の任期で選挙される。
- 部の次長は、連続して再選されることはない。

(a) 裁判所次長を兼任しない二名の部の長及び部の次長

第一〇〇条 (小法廷及び大法廷の手続) 条約第一一議定書五条

4項に従つて裁判所に付託される事件においては、規則二四

条6項に従つて構成される大法廷の裁判官団は、現存する事件継りのみを基礎として、小法廷と大法廷のいずれが事件について決定するかを決定する。

2 事件が小法廷で決定される場合、小法廷の判決は、第一一議定書五条4項に従つて終結であり、規則七三条は適用され

るよう招請する。

2 前項にいう事件においては、裁判所は、条約の旧三一条に従つて採択された人権委員会の報告書を考慮に入れる。

3 小法廷の長が別段の決定をする場合を除き、かかる報告書

は、事件が裁判所に付託されたのちできるだけ早く、書記を通じて公衆が閲覧できるものとする。

4 第一議定書五条2項から5項までに基づき裁判所に付託された事件において、いずれの訴答書面をも含む人権委員会の事件継りの他の部分は、小法廷の長が別段の決定をする場合を除き、秘密のままとする。

5 人権委員会が証拠を取得したが条約の旧三一条に従つて報告書を採択できなかつた事件においては、裁判所は、かかる調査から生ずる逐語議事録、文書及び人権委員会の代表団の意見を考慮に入る。

3 第一議定書五条5項に基づき裁判所に送付される事件は、裁判所長によつて大法廷に提出される。

4 第一議定書五条5項に基づき大法廷に送付される各事件について、大法廷は、規則一四条3項にいう集団の一つのう

ちから輪番制で指名される裁判官によってその構成員を満たされる。事件は、各集団に交互に割り当てられるものとする。

第一〇一条（法律扶助の付与） 規則九六条を条件として、条約第一一議定書五条2項から5項までに基づき裁判所に付託される事件において、人権委員会又は旧裁判所における手続において申立人に与えられている法律扶助は、裁判所における主張の提起のためにもその効力を維持する。

第一〇二条（判決の解釈又は再審の要請） 当事者が旧裁判所により言い渡された判決の解釈又は再審を要請する場合には、裁判所長は、規則五一一条又は五二一条に規定する条件に従つて、当該要請を部の一つに割り当てる。

2 関係の部の長は、規則七九条3項及び八〇条3項にもかかわらず、要請を審理するため新たな小法廷を構成する。

3 構成される小法廷は、職務上当然の構成員として、次の者を含む。

(a) 部の長

及び、関係の部の構成員であるか否かを問わず、

(b) 関係締約国について選挙された裁判官、又は、その者が裁判することができない場合、規則二九条に基づき任命される裁判官

(c) 旧裁判所において判決を言い渡した原裁判部の構成員であった裁判所の裁判官

4 (a) 小法廷の他の構成員は、部の長により関係の部の構成員からくじ引きで指名される。

(b) かくして指名されなかつた部の構成員は、事件において補欠裁判官として裁判する。

第四編 最終条項

第一〇三条（規則の改正又は運用停止） 本規則のいづれの条も、

通告ののち提出される動議に基づき、かかる動議が全員法廷の次の会期において裁判所のすべての構成員の多数によつて採択される場合には、改正することができる。かかる動議の通告は、それが議論される会期の少なくとも一か月前に書記に書面により提出されなければならない。書記は、かかる動議の通告を受領すれば直ちに、裁判所のすべての構成員に通報する。

2 裁判所の内部的な作業方法に関する規則の条は、その旨の決定が関係の小法廷の全員一致によりなされる場合には、通

告なしになさるる動議に基づきその効力を停止されることができる。この場合における規則の条の運用停止は、それが追求する特定の目的のために限定される。

第一〇四条（本規則の効力発生） 本規則は、一九九八年一月一日に効力を生ずる。